

塩竈市議会 会派『創生会』 規 約

(理念)

私達は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下『法』という。)が定める規定及び塩竈市議会基本条例に定める議会としての運営のルールを遵守し、実践することにより、議員としての資質向上を図り、市民に信頼され、市民の負託に応えられる、開かれた議会を築くという使命を達成するために、協働して行動することを基本理念とする。

第1条(名称及び事務所)

この会派の名称は、創生会(以下「本会」と表記する)と称し、事務所は会計宅(塩竈市藤倉1-2-20)とする。

第2条(指針)

本会会員は、以下の4項目を行動指針とし、会派活動に取り組むものとする。

1. **【是々非々の姿勢】** 議員が多様な意見を持つ市民全体の代弁者であることを自覚し、特定の党派や後援会のみの意向に依らず、市長ならびに塩竈市との適度な距離感を保ちながら、市政に対して**是々非々の姿勢で挑むこと**
2. **【会派意見の遵守】** 議会・会派・議員個人それぞれの役割を認識し、本会議や委員会など本会の一員として意思表示する際は、**会派としての統一見解を遵守**すること
3. **【議員間討議の活性化】** 市民ニーズの多様性を認識し、よく練られた会派としての統一見解を示すため、勉強会や研修会、市民懇談会などを通して、常に議員としての資質向上に努める。また、会派内での**議員間討議を尽くす**とともに、市議会内での議員間討議を通して議会の活性化に努めること
4. **【情報共有の徹底】** 同じ志のもとに行動を共にする会派の一員として、**情報の共有や連絡の円滑化に努めること**

第3条(事業)

本会は次の事業を行う。

1. 定例会議
2. 市民懇談会
3. 会派広報誌の発行
4. その他、必要な事業

第4条(会計)

本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。ただし、会派活動開始日が

4月1日以外の場合は、会派活動開始日から3月31日までとする。

2. 本会の会費は、月額1,000 円とする。

3. 本会運営費に不足が見込まれる場合は、その都度臨時会費を徴収するものとする

第5条(会員)

本会は、塩竈市議会議員のうち、本会の理念に賛同し、定例会議にて入会を認められたものを会員とする。

第6条(役員)

本会に、次の役員をおく。役員は兼務することが出来る。

1. 代表(1名)

2. 副代表(若干名)

3. 幹事長(1名)

4. 会計(1名)

第7条(意思決定)

本会の意思決定は原則定例会議にて行うものとし、急な案件に対しては臨時会議を開き定例会議の代わりとする。

第8条(委任)

その他、本会を運営する上で必要な事項は、協議のうえ決定する。

第9条(設立年月日)

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。
本会の設立年月

創生会 代表

附則

1. この規約は、令和元年9月11日に施行する。

2. 令和元年9月26日、会派口座作成のため、規約に(会員)と(設立年月日)の項を追加し、事務所を会計宅に変更。

3. 令和3年1月15日、事務所の住所変更により第1条(名称及び事務所)の会計宅を変更。

この規約の記載内容について事実と相違無いことを証明します。

創生会 代表